

かみ たよ
「神さまに頼ってもいいじゃん」
kuroneko_73_3

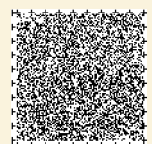
しょうがいしゃけいかく しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
だい き れいわ ねんど れいわ ねんど
第7期 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



がいようばん
概要版

三原市 障害者プラン

みはらし
しょうがいしゃ



1 三原市障害者プランとは

三原市障害者プランは、障害のある人の支援にかかわる基本的な計画で、三原市の障害者施策の基本となる「障害者計画」と、障害福祉サービス等の目標値や見込量を定めた「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体のものとして策定しています。

これらの計画により、障害のある人が、安心していきいきとした生活をおくることができるまちづくりをめざして施策を推進してきました。

今回は、第6期プランを見直し、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間の計画期間とする『第7期障害者プラン』として策定するものです。

令和3 ねんど (2021)年度	令和4 ねんど (2022)年度	令和5 ねんど (2023)年度	令和6 ねんど (2024)年度	令和7 ねんど (2025)年度	令和8 ねんど (2026)年度
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

第6期計画

(本計画)第7期計画

2 計画はどのように策定したのか

各種会議での審議

地域自立支援協議会の、障害者プラン策定専門部会で計画内容等について検討を行いました。

また、その結果について、学識経験者、障害者(児)団体の代表者、保健・福祉・医療・教育・雇用等の関係機関の代表者、サービス提供事業者、地域市民代表で構成された「三原市総合保健福祉推進等委員会(障害者プラン策定部会)」において、審議を行いました。

アンケート調査

市内在住で障害者手帳のある人(18~64歳まで)、また、障害者手帳のあるお子さんや発達に不安のあるお子さんの保護者(18歳未満)を対象に無作為抽出によるアンケート調査を実施しました。配布数1,763件のうち、回答は611件(回答率34.7%)がありました。

ワークショップの実施

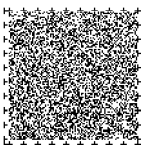
障害のある人とその家族、当事者団体及び市内の障害福祉事業所等から、現状や課題について意見を聞くことを目的に、ワークショップを毎年実施しました。

これまでの計画の評価・検証の実施

本プランの各施策について、庁内の各所管課等と施策の現状や進捗状況等について、評価・検証を行いました。

パブリックコメントの実施

ホームページ等においてプラン案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。



3 きほんりねん きほんもくひょう 基本理念と基本目標

きほんりねん 基本理念

三原市がめざすまちは、障害のある人が、特別な存在としてではなく、人として市民として普通に尊重され、住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、生涯を通じて安心していきいきとした生活が送れるまちです。

本計画では、教育・子育て、雇用・就業、保健・医療、移動・交通、情報・コミュニケーション等のあらゆる活動について、市民、地域、関係団体、サービス提供事業所等の関係機関と行政が連携し、地域全体で障害福祉の総合的な推進をめざします。

そのため、障害のある人や障害について皆が理解を深め、差別や虐待がなく、障害のある人の権利が守られ、障害のある人が生活するために必要な相談やサービス等の支援体制が充実し、療育・教育や就労、スポーツ、文化芸術活動などの様々な機会を通じて持てる能力を発揮し、地域の中で安全に安心して生活できるよう障害者福祉に係る施策に取り組みます。

こうした障害児者及びその家族そして市民に対する市の基本理念を表す言葉として、次のとおり定めま

す。

ひとりの市民として“普通”に暮らせるまちづくり

“普通”について

障害のある人が障害のない人と同様に、あらゆる社会活動に参加することができ、障害の有無に関わらず人として尊重され、支え合うことができることを“普通”と表現しています。

きほんりねんじつげん きほんもくひょう 基本理念実現のための基本目標

基本理念に示す「ひとりの市民として“普通”に暮らせるまちづくり」の実現をめざし、4つの基本目標を定めます。

きほんりねん 基本理念

ひとりの市民として “普通”に暮らせるまちづくり

基本目標 1

理解を促進し
権利擁護を推進する

基本目標 2

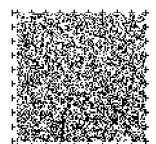
生活支援体制を
充実する

基本目標 3

自立と社会参加を
促進する

基本目標 4

安全・安心な
まちづくりを推進する



4 計画の内容

障害者計画

基本目標1

理解を促進し権利擁護を推進する

障害のある人や障害について、皆が理解して行動し、尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて理解を促進するとともに、差別解消、虐待防止など権利擁護のための取組を進めます。

<主要施策として取り組むこと>

- 理解・啓発の促進
- 権利擁護の推進 ★重点施策

<成果指標>

アンケート調査項目	年度	実績	目標
		令和5(2023)	令和8(2026)
障害を理由に差別を受けたり、いやな思いをしたことがある人の割合	障害者	25.6%	22.6% ↓
	障害児(保護者)	32.3%	29.3% ↓

基本目標2

生活支援体制を充実する

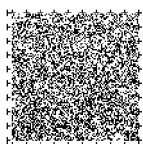
相談支援体制の充実と各種福祉サービスの充実を図ることにより、障害のある人やその家族が安心して地域で暮らしていくための体制づくりを推進します。また、地域自立支援協議会を活用し、福祉人材の育成を図ります。

<主要施策として取り組むこと>

- 多様な居住の場の提供と整備
- 情報提供とコミュニケーション支援の充実
- 地域自立支援協議会の役割強化
- 福祉人材の養成・確保
- 相談支援体制の充実 ★重点施策
- 総合的な地域生活支援の充実
- 安心できる保健・医療体制の充実

<成果指標>

アンケート調査項目	年度	実績	目標
		令和5(2023)	令和8(2026)
現在、支援サービスなどを利用しながら、住み慣れた地域で安心して生活し、社会に参加できていると思いますか ➡「満足」「やや満足」の人の割合	障害者	18.2%	21.2% ↑
	障害児(保護者)	32.4%	35.4% ↑



基本目標3

自立と社会参加を促進する

障害のある人が自己選択・自己決定に基づいて生活できるよう、障害の状況に応じた療育・教育体制の整備や就労支援の強化を図るとともに、その能力を活用して社会活動に参加できるよう、スポーツや芸術文化活動を行うための環境の整備を推進します。

<主要施策として取り組むこと>

- 療育・教育の支援体制の充実
- 多様な活動の場の確保
- 生活を主体的に営むための支援
- 雇用・就労の支援促進 **★重点施策**
- スポーツ・芸術文化活動の推進及び支援 **★重点施策**

<成果指標>

項目	ねんど	目標						
	実績	見込み	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	
就労体験を行った人の数	6人	27人	28人	↑	29人	↑	30人	↑
障害者就労支援相談ステーションへの相談件数(当事者・当事者家族)		160件	170件	↑	180件	↑	190件	↑

基本目標4

安全・安心なまちづくりを推進する

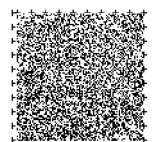
障害のある人が地域で安心して生活できるよう、まちのバリアフリー化を推進するとともに、災害時の支援体制等について検討を進めます。また、地域住民が福祉に対する意識を高め、地域で支え合う活動を推進します。

<主要施策として取り組むこと>

- 住みよい環境づくりの推進
- 住民と協働した福祉活動の推進
- 安全・防災対策の推進 **★重点施策**

<成果指標>

アンケート調査項目	ねんど	実績	目標
	令和5(2023)	令和8(2026)	
何らかの災害対策をしている人の割合	障害者	68.0%	71.0% ↑
	障害児(保護者)	77.8%	80.8% ↑



5 れいわ 令和8(2026)年度の目標値(国・県の方針を受けて三原市で取り組む課題)

しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画

国の基本指針では、令和8(2026)年度末までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標が示されました。それを踏まえ、次に掲げる事項について目標を設定しました。

福祉施設の入所者の 地域生活への移行	施設入所者数		削減見込
	令和4(2022)年度末	令和8(2026)年度末	
	148人	140人 ↓	8人(5%)
	令和6(2024)年度から令和8(2026)年度末までの 地域移行者の累計		地域移行率
	6人		4%

		目標	
精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築	保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催	年3回	
地域生活支援の充実	地域生活支援拠点の設置	9箇所	
	運用状況の検証及び検討の回数	年1回	
	強度行動障害を有する者の支援体制の整備	整備	
福祉施設から一般就労への 移行等	就労移行支援事業所等を通じて 一般就労へ移行する者の数	令和3 (2021)年度 14人	令和8 (2026)年度 20人 ↑
	就労定着支援事業の利用者数	令和3 (2021)年度 17人	令和8 (2026)年度 24人 ↑
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置	令和8(2026)年度末設置	
	地域自立支援協議会における事例検討	実施	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		実施	

しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画

		目標
障害児支援の 提供体制の 整備等	児童発達支援センターの設置数	1箇所(設置済)
	保育所等訪問支援を実施する事業所数	2箇所(設置済)
	主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1箇所
	主に重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所
	医療的ケア児等コーディネーターの配置数	3名

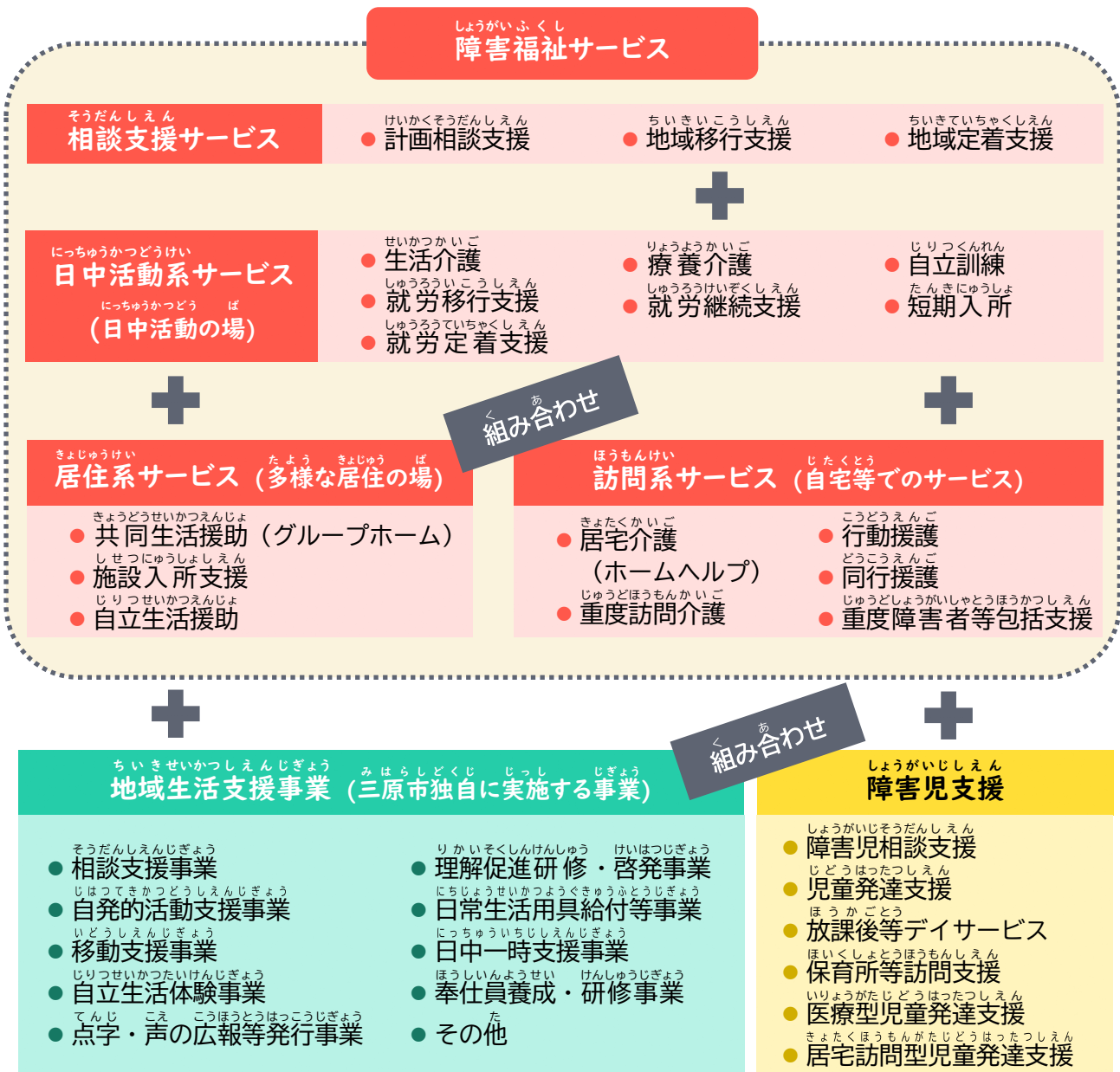
6 障害福祉サービス等の提供体制の確保

障害福祉サービス等の全体像

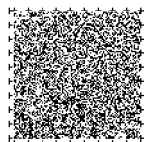
障害福祉サービスは、障害のある人の自立支援のため、様々な障害特性に対応し提供するサービスで、相談支援サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、訪問系サービスがあります。

地域生活支援事業は、障害のある人の日常生活及び社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施する事業です。

障害児支援は、障害のある子どもの相談支援と通所支援サービスで構成されます。



第6期計画期間の利用状況を踏まえながら、各年度における障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児支援の見込量を設定しています。地域での自立をめざすため、多様なサービス提供事業者の参入を促しながら、提供体制の確保に努めます。





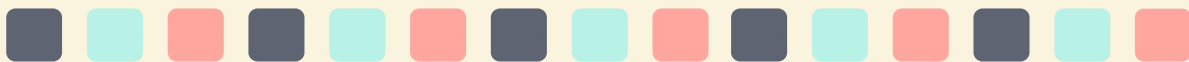
うた まえ
「歌う前」
くろとび ともこ
黒飛 朋子



はたけ たの
「畑だ楽しいぜ」
えしま たかひと
江島 貴仁



かめん にじ
「仮面ハート虹」
いんきょ たえみ
隠居 妙三



れいわ ねん がつ
令和6（2024）年3月

はっこう ひろしまけんみはらし
発行／広島県三原市

と あ さき みはらし ほけんふくしぶ しょうがいしゃふくしか しょうがいしゃふくしがかり
問い合わせ先／三原市 保健福祉部 障害者福祉課 障害者福祉係

みはらしみなとまちさんちようめ ばん ごう
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

でんわ
電話 0848-67-6060 ファックス 0848-64-2130

メールアドレス shogaishafukushi@city.mihara.hiroshima.jp

